



監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2025

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

forvis
mazars

1 Introduction

監査事務所の最高責任者からのメッセージ	3
当法人の監査品質の指標 (AQI)	4
Forvis Mazarsグループの行動規範	5
事務所概要	6

2 経営管理の状況等

(1) 品質管理基盤	8
(2) 組織・ガバナンス基盤	12
(3) 人的基盤	13
(4) IT基盤	18
(5) 財務基盤	19
(6) 国際対応基盤	20
(7) その他	21

3 監査法人のガバナンス・コードの適用状況 22

※ 報告対象期間 (2024年9月1日～2025年8月31日)

監査事務所の最高責任者からのメッセージ 経営方針及び監査品質向上に向けた取組について

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人は、監査・保証、税務、アドバイザー、コンサルティングサービスを国際的に展開する Forvis Mazarsをグローバルネットワークとして有する監査法人です。Forvis Mazarsのグローバルネットワークは、40,000人を超えるプロフェッショナルとともに100以上の国と地域に拠点を有しております。私たちは、Forvis Mazarsのグローバルネットワーク全体をワンファームとして考え、海外のForvis Mazarsの事務所やパートナーとの密接かつ強固な関係に基づき、グローバルベースで最適な監査・保証業務が提供可能であることを、その強みとしております。私たちが最優先に考える使命は、監査及び会計の専門家たる公認会計士として、グローバルに展開している日本の上場企業に高品質な監査業務を提供し続け、日本の金融市場に真摯に貢献するところにあると信じております。このような社会的公器としての使命を担う責任の重さを十分に各構成員が認識したうえで、各構成員が個々の専門家として精進するとともに、法人のガバナンスを強化し組織的な品質マネジメントの実効性を高めるべく、日々努めております。私たちはまた、グローバル対応能力のあるビジネスパーソンを養成し輩出しうるプラットフォームであり続けたいとも考えております。

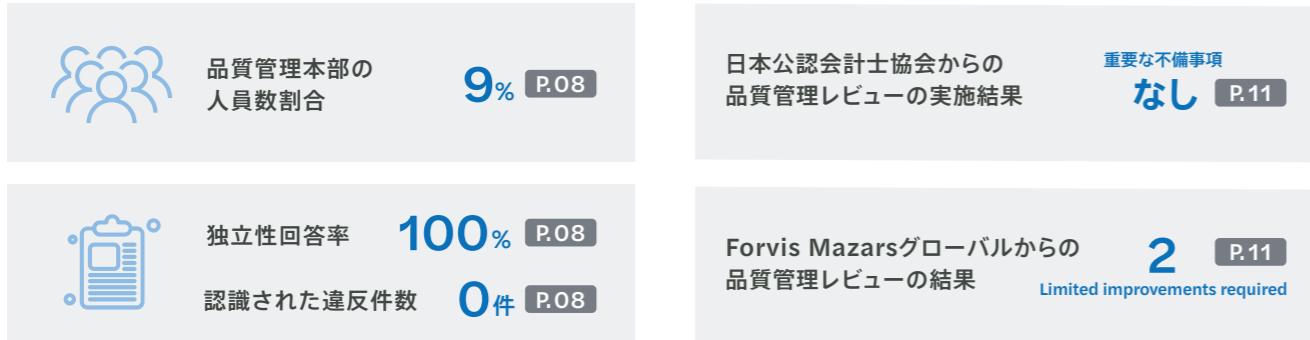
私たちは、我が国の上場企業の監査の適切な担い手として金融市場に受け入れられ、また多くの利害関係者から信頼される適正規模の監査法人となるべく、経営方針を掲げております。監査品質を向上させることや職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成するためには、明確なトップの姿勢とその実行力が重要であると認識しておりますが、私たちは監査及び会計の専門家として社会インフラの一部を担う社会的公器の機能を有していることを自らがしっかりと認識したうえで、構成員にもそれをしっかりと伝えていくという姿勢をとっております。このような姿勢及び考え方については、社員総会、社員連絡協議会、全体研修等においても繰り返し構成員に伝達しており、法人構成員との日常的なコミュニケーションにおいても意識的に伝達し、価値観を共有するようにしております。私たちは、社会に付加価値を提供し続ける監査法人として、品質マネジメント体制の維持・発展に最大限のフォーカスを置きつつ、今後も着実に成長を続けて参ります。



大矢 昇太 | Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人 総括代表社員CEO

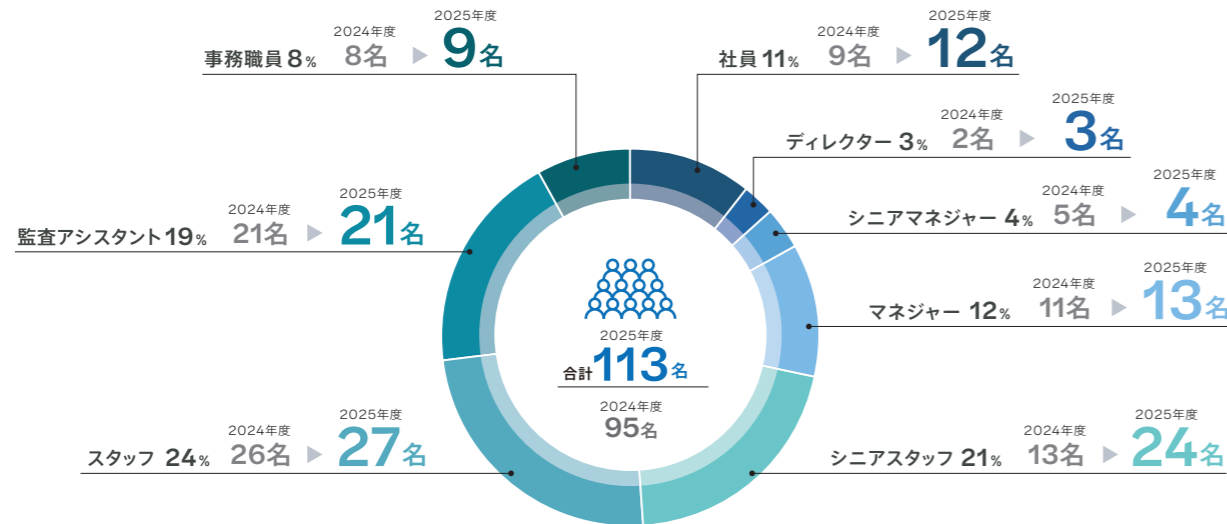
当法人の監査品質の指標(AQI)

品質管理基盤 品質管理に関する指標



人的基盤 人材構成に関する指標

社員数: 12名(うち特定社員2名)



財務基盤 業務報酬に関する指標

業務収入: **1,870**百万円(2025年8月期)

Forvis Mazarsグループの行動規範


Forvis Mazarsは、公共の利益に資するプロフェッショナル・ファームとして、誠実性をもって行動し、独立性を堅持しながら、高度な専門性に基づく卓越した品質のサービスを提供することにより、企業が適切かつ効果的に事業活動を遂行できるよう支援しています。

また、多様性と個人の尊重を重視し、人材一人ひとりが責任を持って行動できる環境を整えるとともに、将来世代に対するスチュワードシップの観点から、経済社会の持続的な発展に貢献することを目指しています。




誠実性
誠実に行動する

Forvis Mazarsの成功は、クライアントおよびステークホルダーとの信頼関係によって成り立っています。私たちは、この信頼関係を維持し、深めていくために、常に誠実かつ正直に行動します。



独立性
独立性を堅持する

私たちは信頼されるプロフェッショナルであり、私たちの助言は客観的かつ公平です。私たちは、最高の専門的基準に基づく行動の妨げとなり得るあらゆる関係からの独立性を確保します。




高度な専門性
卓越した品質を提供する

私たちは、常に卓越した業務の提供に努めます。私たちは、変化を続けるクライアントやステークホルダーのニーズに応えるため、革新と人材育成に取り組めます。



多様性と尊重
人を尊重する

Forvis Mazarsで働く人々は、私たちの強みです。私たちは一人ひとりを尊重し、自らの多様性、独自の視点、貢献が正当に評価されていると感じられる職場環境を築きます。



責任
責任を持って行動する

私たちは、個人として、また専門家として自らの行動に責任を持って臨みます。また、自分たちが働くコミュニティに与える影響を意識し、より良い変化を生み出せるよう取り組みます。



スチュワードシップ
未来を創造する

Forvis Mazarsは、持続可能な企業です。私たちは、長期的な信頼関係を築き、人材を育成し、起業家精神を育み、後継者計画を進めています。

事務所概要

名称

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人
(英文名 Forvis Mazars Japan Audit LLC)

沿革

2011年 5月16日 設立
 2014年 9月 1日 Mazarsのメンバーファームへ加入
 2019年 7月 1日 無限責任監査法人から有限責任監査法人へ移行
 2024年10月 1日 Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人へ名称変更
 2024年10月28日 上場会社等監査人名簿への登録

所在地等

〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-44赤坂インターシティ5階
 電話: 03-6823-6601(代表)
 FAX: 03-5545-1378

概況等

設立 2011年
 資本金 7,260万円(2025年8月31日現在)
 代表者 総括代表社員CEO 大矢 昇太



被監査会社数

監査業務提供先: 196社 2025年8月31日現在



なお、上記のほか、
118社に対して非監査業務を提供しております。

上場会社等主要な被監査会社名

- 株式会社アルメディア
 - and factory株式会社
 - n m s ホールディングス株式会社
 - 株式会社菊池製作所
 - 共栄セキュリティーサービス株式会社
 - 児玉化学工業株式会社
 - コムシード株式会社
 - サンデン株式会社
 - ダブル・スコープ株式会社
 - ナティクス証券株式会社
 - 日本精密株式会社
 - 日本ホテル&レジデンシャル投資法人
 - フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社
 - 株式会社ベリテ
 - MUTOHホールディングス株式会社
 - ヤーマン株式会社
 - レスキュー損害保険株式会社
 - ワイエスフード株式会社
 - (現Trailhead Global Holdings株式会社)
- 2025年8月31日現在

2/ 経営管理の状況等

(1)品質管理基盤

当法人では、高品質な監査業務を提供し我が国の金融市場に貢献することは、社会的公器たる監査法人としての使命と認識しており、品質管理は監査法人における最優先事項と考えております。

そのような高品質な監査業務を提供し続けるために、当法人では、2024年7月1日より改正品質管理基準の適用を開始しております。品質管理システムに関する最高責任者である総括代表社員CEOのもと、Forvis Mazarsグローバルから提供される国際品質マネジメント基準第1号(ISQM1)に準拠したマニュアルを用いて品質目標を設定し、品質リスクを識別して、当該リスクに対処するための統制手続を策定・実施しております。なお、改正品質管理基準における我が国独自の


定めについては、追加的に対応しております。

統制手続の実施状況について、モニタリング活動を実施した結果、発見事項が検出された場合には、不備が存在するかどうか等を考慮して品質管理システムに及ぼす影響を評価します。そのうえで、識別された不備に対処するための是正措置をデザインし、適用します。

一定の基準日において、品質管理システムに関する最高責任者が、品質管理システムの評価を行います。全ての関連する情報に基づき2025年8月31日時点の品質管理システムの評価を実施した結果、当法人の品質目標が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しました。

品質管理本部の人員数等 2025年8月31日時点

品質管理システムの整備及び運用に関する責任を担う専門の部門として品質管理本部を設置し、品質管理本部の責任者である品質管理本部部長を当監査法人の品質管理システムの整備及び運用に関する責任者としております。品質管理本部においては、社員等が監査業務部と兼務のうえ品質管理業務に従事しております。

品質管理本部の人員数の状況  **10名**

全社員・職員に対する割合  **9%**
(10名/113名)

独立性

監査対象会社に対する独立性の確認を、監査期間を通して監査チームにおいて随時実施しております。また、毎年9月1日を基準日として、社員及び職員に対して日本公認会計士協会が公表している独立性に関するチェックリスト、及びForvis Mazarsグローバル所定の独立性の宣誓書への回答を求めることにより、独立性の確認を実施しております。併せて新規入所者に対しても、入所時に同様の確認を実施しております。

業務執行社員等のローテーション制度

独立性を確保しつつ、十分な知識・経験を活かした高品質な監査を提供するため、特定の大会社等の監査業務においては、業務執行社員及び審査担当者は連続する7会計期間を超えて関与してはならない旨を定めております

特定の監査対象会社に対する報酬依存度に関する具体的な判断基準及びセーフガードの適用

特定の監査対象会社に対する報酬の依存度が15%以上の場合には、阻害要因の程度を許容可能な水準に軽減するためのセーフガードを適用いたします。

品質管理システムの監視

品質管理システムの監視として、日常的監視と完了した監査業務の検証を以下のとおり実施しております。

日常的監視:品質管理本部の社員及び職員が、品質管理システムの監視を日常的に実施しております。

完了した監査業務の検証:監査証明業務に関与した全社員について、最低でも年間1件の監査業務が定期的検証の対象となるように検証対象を選定しております。検証対象となる会社に対して監査業務及び審査を担当していない状況を確認したうえで、適格性を有する社員または職員を検証担当者として選任しております。

完了した監査業務の検証の結果は、全社員・職員を対象とした研修を実施してフィードバックを行っております。

完了した監査業務の検証の実施状況 2025年8月期

対象となった業務数

 **8件**

重要な発見事項は検出されませんでした。

不正リスクへの対応

監査基準及び監査における不正リスク対応基準に準拠し不正リスクに留意して、品質管理の手続と方針を、以下のとおり整備・運用しております。

監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新の判断に当たり、関与先の誠実性に関する理解を含む不正リスクを考慮して、監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスクを評価しております。

不正リスク対応基準に関する研修

不正リスク対応基準に関する研修を全社員・職員を対象に実施し、職業的懐疑心を常に保持・発揮することの重要性を強調しております。

不正事例研修

専門要員が監査業務を行ううえで必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、法人内部で不正事例研修を全社員・職員を対象に実施する等、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

専門的な見解の問合せ

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には専門的な見解の問合せを実施したうえで、その重要性に応じて意見等審査会を開催することとしております。

通報制度

不正検知の機能の一部として、通報規程に基づき、監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反(倫理・独立性違反、インサイダー取引等を含む)や当法人の品質管理システムに抵触する事項に関する情報を受け付けるため、ウェブサイト上に通報窓口を設けるとともに、

ホットラインに通報があった場合には、品質管理責任者が責任者となり対策を講じております。また、当該規程において通報者が不利益を被ることがないよう、通報者等の保護についても規定しています。

監査業務管理体制

(ア) 監査契約の新規の締結と更新

新規契約の締結及び契約の更新の際には、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」に準拠して、監査業務の契約条件の合意が行われます。

新規契約の締結を行う際には、「監査契約の新規締結及び更新規程」に従い、契約の締結内容や利害関係等コンフリクトの有無の確認、企業の統制環境の理解、業務内容及び受嘱におけるリスク等、広範囲にわたる事項の検討を経たのち、品質管理本部部長、または受嘱審査会により、監査業務の新規受嘱の審査を実施しております。

(イ) 監査報告書の発行の方針及び手続

監査業務の実施における品質管理の方針及び手続の制定に加え、Forvis Mazarsグループが定めている品質管理の方針に準拠して監査業務を実施しております。

さらに、Forvis Mazarsグループ共通の監査マニュアル(Mazars Audit Manual)及び監査実施上のガイダンス、Forvis Mazarsグループ共通の電子監査ツール「Atlas NextGen」を監査業務で利用しております。

(ウ) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

専門性が高く、判断に困難を伴う事項や見解が定まっていない事項に関して、監査チームが専門的な見解の問合せを行うことを求めています。その方針及び手続については、「品質管理規程」に定めております。

監査事務所間の引継の方針及び手続

監査基準報告書900「監査人の交代」を踏まえた「監査人の交代規程」において監査事務所間の引継の方針及び手続を定めて運用しております。

(エ) 監査上の判断の相違

監査チーム内や、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は業務執行社員と審査担当者との間で監査上の判断の相違が生じたときには、直ちに意見等審査会を受審することを求めています。監査上の判断の相違が解消されて、意見等審査会による最終承認が得られない限り、監査報告書を発行してはならないとしております。

(オ) 審査の方針及び手続

監査業務に係る審査に関する方針及び手続は、「監査業務審査規程」に定めており、監査チームが策定した監査計画、実施した監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、計画審査と意見審査を受審することを義務付けております。

品質管理本部部長は独立性を含む適格性を考慮して、審査担当者を選任しております。なお、一定の要件に該当する等、極めて重要なリスクがあると審査担当者が判断する場合には、審査担当者の要請に基づき、意見等審査会を開催して、合議制による審査を実施することとしております。

被監査会社とのコミュニケーション

監査チームは、被監査会社の経営者及び監査役等と監査上のリスク等についてコミュニケーションを実施しております。



法人外からの品質管理レビュー

(ア) 公認会計士・監査審査会による検査

公認会計士・監査審査会による検査は、現在まで受けておりません。

(イ) 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

品質管理レビュー制度の概要

日本公認会計士協会は、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度(品質管理レビュー)を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。

(ウ) Forvis Mazarsグローバル品質管理チームによるレビュー

Forvis Mazarsグローバル品質管理チームによるレビューを原則3年に1度受けております。当該レビューでは、当法人が適切な品質管理を実践して監査業務を提供しているかどうかについての確認が行われております。直近においては2025年にレビューを受け、結果としてのGradingは2(Limited improvements required)を受けております(Gradingは4段階で1が最も良い評価)。

品質管理レビューの実施状況

当法人が直近で受けた品質管理レビューの実施状況は以下のとおりです。

レビューの種類	報告書の交付年月	極めて重要な不備事項又は重要な不備事項
登録の審査のためのレビュー	2024年10月	該当なし
改善状況の確認	2025年4月	該当なし
通常レビュー	2025年11月	該当なし

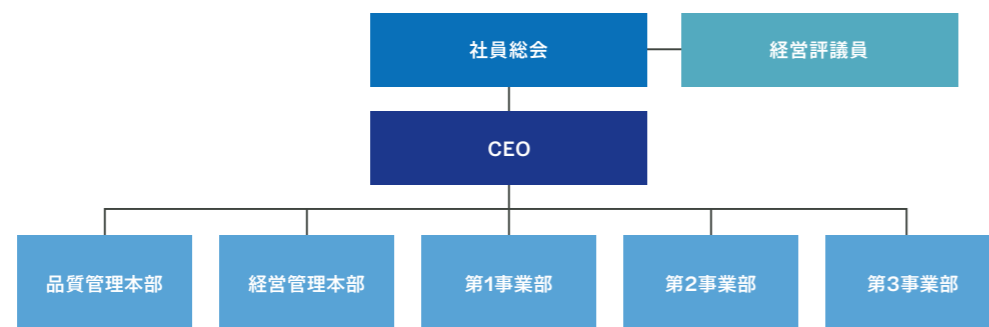
(2) 組織・ガバナンス基盤

2019年7月1日に無限責任監査法人から有限責任監査法人へ移行しました。経営上の重要事項の意思決定及び承認のための機関として社員総会を設置し、社員総会により選任されたCEOが業務執行の最終責任を負っております。そして、CEOのもとに第1事業部、第2事業部、第3事業部、品質管理本部及び経営管理本部を設けて、関係する法令や規則等を踏まえた業務執行を実践するとともに、当法人の品質管理システムの整備及び運用に関する責任者として、品質管理本部部長を選任しております。経営機能の実効性を監督・評価し、実効性の発揮を支援する機能を確保するため、独立性を有する第三者

として経営評議員を設置し、月次で開催する経営評議員・CEO会議等を通じてその知見を活用しています。

選任においては、監査実務に精通しているかだけでなく、総括代表社員CEOについては、リーダーシップを発揮できる要素を勘案し、経営管理本部、品質管理本部及び各事業部の部門長については、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保される要素を勘案して選任されています。

当法人の組織図は次のとおりです。



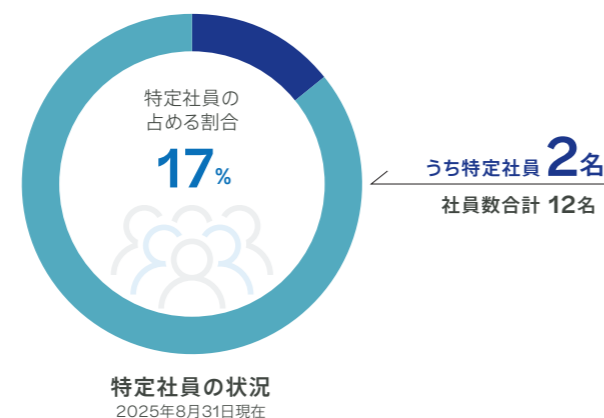
業務の執行の適正を確保するための措置

(ア) 監査証明業務の執行

公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置として、特定社員は監査証明業務を執行してはならない旨を規定しております。そして、社員のうち、特定社員の割合を25%以下としております。なお、全社員に対する特定社員の占める割合は以下のとおりです。

(イ) 法令遵守

法令遵守は当法人にとって最優先の事項とされており、被監査会社への監査証明が行われる際に法令違反等が発覚した場合、品質管理本部及び社員総会により事実確認を行ったのち、速やかに被監査会社へ当該法令違反事項の概要や是正措置、その他の適切な措置等をとるべき旨を通知することとしております。なお、必要に応じて外部の法律専門家と連携しております。



(3) 人的基盤

高品質な監査業務を提供するための、適切な能力及び経験を備えたプロフェッショナルを確保するため、人事評価や教育・訓練等の方針を定めております。公認会計士のみならず、USCPAをはじめとした日本国外CPA、CISA、不動産鑑定士等の資格保有者、アドバイザー業務などの非監査業務経験者の会計監査に関連する幅広い知見や経験を適正に評価し、各監査チームのメンバー構成の決定に役立てるなど計画的に活用しています。



公認会計士:	31名
日本国外CPA保持者数:	22名
公認情報システム監査人(CISA):	2名
システム監査技術者:	1名
不動産鑑定士:	1名

職位	2024年8月31日現在		2025年8月31日現在	
	人員数	比率	人員数	比率
社員	9名	9%	12名	11%
ディレクター	2名	2%	3名	3%
シニアマネジャー	5名	5%	4名	4%
マネジャー	11名	12%	13名	12%
シニアスタッフ	13名	14%	24名	21%
スタッフ	26名	27%	27名	24%
監査アシスタント	21名	22%	21名	19%
事務職員	8名	8%	9名	8%
合計	95名	100%	113名	100%

上記の人員数には非常勤職員は含んでおりません。



採用

構成員の知見や経験に基づいた監査チームの編成を、その見直しを含めて毎年計画的に行っております。また、採用活動を通年で行うことにより、各年代及び各職位の人数がバランス良く配置されるようにしております。中長期的には業務収入ベースで国内10番目以内の監査法人となり、上場会社の被監査会社数は30社を超えることを想定しているところ、多面にわたっての人材採用及び維持の施策を企図しております。

人事評価

当法人における人事評価は、社員及び職員が評価期間において達成した業務成果及び業務への取り組みを適切に認識し評価するとともに、各職員が有する強みや特性を明確にし、改善が求められる事項を整理することにより、専門性及び能力の継続的な向上を促進することを目的としています。

また、人事評価を通じて次期に向けた業務上の目標を設定し、次の期間において意識すべきポイントを整理し位置付けることで、今後の業務遂行における認識を共有します。併せて、良好な点及び改善を要する点の双方について、その内容を共有し、相互に確認及び意見交換を行うことを通じて、建設的なフィードバックに基づく、率直な対話を行います。

社員及び職員が能力を高め維持すること、職業倫理や独立性を遵守することを正当に評価し、十分に報いるため右記の事項を実施しております。

監査品質に十分に留意したうえで一定数の非常勤職員の採用及び維持、主にリファレンス業務に従事するための日本以外の公認会計士の採用及び維持、優位性のある社員報酬及び職員給与水準の設定及び維持に関する施策を講じております。

- 監査業務の実施及び職業倫理(独立性を含む)に関する当法人の定める方針及び手続を全ての社員及び職員に理解させること。
- 専門要員に対して監査業務の実施、能力の向上及び実務経験を通じた能力開発に関して、評価及び助言相談を実施すること。
- 昇進には、実施した監査業務の品質や職業倫理(独立性を含む)の遵守状況を特に考慮すること。
- 当法人の方針及び手続を遵守しなければ処分を受けることもあり得ることを、社員及び職員に理解させること。

上記の事項に留意しつつ、職員の評価は、全社員による人事評価会議にて協議し、全代表社員による協議にて報酬及び昇進を決定しております。

教育・訓練

経営管理本部内の研修委員会が年間研修計画を立案・運営しております。監査品質の維持・向上のため、社員・職員の一人一人が監査基準及び会計基準を正しく理解して監査業務を実施することが重要であることを認識し、監査品質を維持・向上するため要求事項に確実に対応できる人材を育成していく必要があると考えております。さらに、法人一体として、監査品質を向上させるため、主体的に考え、行動できる人材を育成していくことが必要であると考えております。

研修プログラムを必須研修を全体研修と職階別研修に区分し、全体研修は全ての社員・職員(非常勤職員含む)を対象とし、職階別研修はシニアスタッフ、スタッフ及び監査アシスタントを対象としております。

全体研修においては、監査業務の根幹となる職業倫理、税務、監査の品質管理、不正事例研究に加えて、当法人が使用している監査マニュアルや監査ツール等に関する研修を毎年実施しております。

職階別研修は、職階ごとに習得すべき会計基準又は監査手続を定義したうえで実施しております。また、ケーススタディやグループディスカッションの機会を研修の中で設定しており、会計監査の品質向上に向けた意見交換や議論を積極的に実施し、知識や経験の共有や承継を行っています。

日本の公認会計士である社員及び職員に対しては、研修委員会がCPDの履修状況を毎期確認しており、監査従事者として必須単位以上の研修を履修できるよう、研修カリキュラムが計画されております。



公認会計士(社員及び職員)の
CPD義務達成率

2023年度
(2023年4月1日～2024年3月31日) **100%**

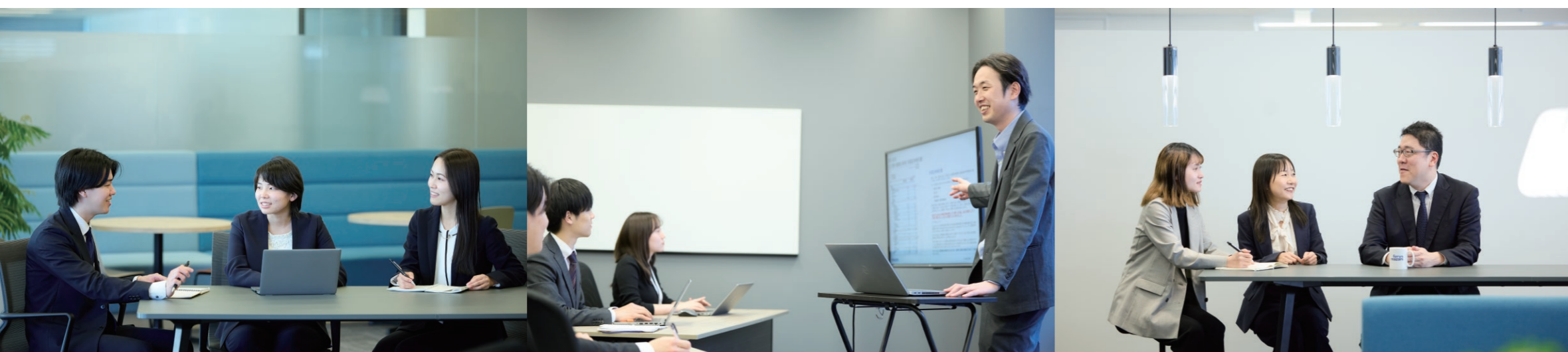
2024年度
(2024年4月1日～2025年3月31日) **100%**



必須研修時間

2023年度
(2023年4月1日～2024年3月31日) **44.5時間**

2024年度
(2024年4月1日～2025年3月31日) **43.0時間**



D&I(ダイバーシティ&インクルージョン)の推進

D&Iは、様々な国と地域や文化に深く根ざした国際的なグループとして活動するForvis Mazarsの基盤です。国際的な視点を持つ人材は、グローバル基準や異文化理解を踏まえた監査対応を可能にし、クライアントに対してより付加価値の高いサービスを提供します。また、当法人では、性別や国籍を問わず多様な人材の参画を重視しています。監査業務は複雑化・高度化しており、異なる視点や多様な経験を持つ人材が集まることで、より質の高い判断と革新的なソリューションが生まれます。



日本国外CPA保持	22名
マネジャー以上の海外勤務経験者数	14名(44%)
女性比率	52%(59名)
外国籍人員率	20%(23名)



人材育成のための当法人独自のその他の制度

Forvis Mazarsのプラットフォームを活用し、当法人の人材が幅広い経験を積むことができるように、次のような制度を設けております。

International Mobility Program

- MOVE: 他国(米国を除く)のForvis Mazarsへの短期派遣・出向制度
- Compass: 米国のForvis Mazarsへの短期派遣・出向制度
- Secondments: 他国(米国を除く)のForvis Mazarsへの長期派遣・出向制度
- Transfer: 他国(米国を除く)のForvis Mazarsへの転籍制度

上記のうち、MOVEは、国際的な業務経験やモビリティを希望する職員に対し、他国(米国を除く)のForvis Mazarsにおいて一定期間の派遣・出向の機会を提供するプログラムです。実務を通じて国際的な環境での業務経験を積むことで、専門的なスキルの上昇や視野の拡大を図るとともに、多様な文化や業務慣行への理解を深めることを目的としています。他国のForvis Mazarsでは、国際的なチームの一員として業務に携わり、日常業務やプロジェクトへの参画を通じて、グローバルな視点での業務遂行力を養うことができます。MOVEは、個人の成長とプロフェッショナルとしての能力向上の双方を支援する、国際的なキャリア形成の一環として位置付けられています。

日本における Forvis Mazars グループ内他法人等への転籍

当法人では、職員のキャリア形成を支援するため、希望に応じてForvis Mazarsグループ内の税務、アドバイザー及び、コンサルティング等の各法人・部門へ転籍できる制度を設けています。職員がキャリアプランに基づいた専門性を磨き、より高いレベルで価値を発揮できるよう、柔軟で戦略的なキャリア展開を可能にしています。

責任あるリーダーの育成

Forvis Mazarsでは、リーダーシップは職位にかかわらず全ての社員・職員に求められる重要な要素と位置づけています。その考えのもと、現代的なマネジメント及びリーダーシップスキルに関する研修を受講できる体制を整えています。また、社員昇格を見据えた人材のポテンシャルを計画的に育成するための多様なプログラムを通じて、持続可能な後継体制の構築に取り組んでいます。



当法人での働き方

当法人では、職員の福利厚生、健康管理、そしてワークライフ・バランスを重視しています。多様な働き方のニーズに応えることは個人の成長と法人の持続的な発展に直結します。職員が自分らしい働き方を選択できることで、専門性の深化や新しいスキルの習得が促進され、創造性や主体性が高

まります。こうした個人の成長は、組織全体の競争力を強化し、クライアントへの価値提供をより高める原動力となります。こうした考え方にに基づき、当法人では次のような制度を設け、職員が安心して働きながらキャリアを築ける環境を整えています。

休暇

年次有給休暇(取得率90%:2025年8月期)

夏季及び年末年始における年次有給休暇の計画付与

産前産後休暇

その他

法人内イベント・クラブ活動

リモートワーク導入

フレックスタイム制の導入



監査法人の構成員による兼業・副業に対する考え方

特段の事情がある場合を除き、社員及び職員(非常勤職員は除く)の兼業を認めておりません。なお、社員の競業及び兼業状況については、総括代表社員CEOが全社員に期末日(8月31日)を基準日とし

た「兼業等及び競業に関する報告書」の提出を要請し、その記載内容を確認し社員総会に報告するとともに、社員規程及び定款に基づき必要な場合には、社員総会の決議を経ることとしております。

(4) IT基盤

電子調書管理

Atlas NextGen

当法人では、Forvis Mazarsが開発したグローバル電子監査調書プラットフォームAtlas NextGenを導入しています。本システムは、Forvis Mazars Audit Methodologyに基づき、高い品質とコンプライアンスを確保します。また、各国の規制やクライアントの複雑性に応じて柔軟に拡張でき、効率的で高品質な監査をサポートするWebアプリケーションです。

データ分析

Atlas Analytics NextGen

仕訳分析には、Atlasプラットフォームの一部であるAtlas Analytics NextGenを使用しています。このツールは、仕訳テストを効率化し、わかりやすい視覚的な結果を生成します。操作性に優れており、監査人の作業負担を大幅に軽減しています。

PowerBI

Microsoft社のPower BIを活用し、クライアントデータを可視化しています。異常値の迅速な把握や分析により、監査の精度向上に寄与しています。

内部統制・プロセス理解

MICA (Mazars Internal Control Assessment)

MICAは、Forvis Mazarsが開発した内部統制の文書化を効率化するためのデジタルツールです。業種別にカスタマイズ可能で、整備状況や運用状況の評価をスムーズに実施できます。また、チーム変更時の情報損失を防ぎ、監査の継続性を確保します。

サイバーセキュリティへの取り組み

年々大きくなるサイバーリスクへの対策を目的として、経営管理本部情報セキュリティ委員会を設置し、その対応を行っております。

「情報セキュリティ基本方針」を定め、その実務指針として「情報セキュリティ対策規程」を策定するとともに、全構成員への定期的な研修を実施し啓蒙・意識づけを図っております。

また、データの保護を目的として、非常勤職員を含む全ての構成員に対して法人PCを貸与しています。PCにアンチウイルスソフト及びエンドポイントセキュリティソフトを導入すると共に、ネットワークへのVPN及びメール監視ソフトを利用し、Forvis Mazarsグループによる24時間の監視を行っております。

Wondershare EdrawMax

業務プロセスの理解と不正リスクの識別を目的に、作図支援ツールEdrawMax(開発元:Wondershare Technology Co., Ltd)を試験導入しています。フローチャート作成を容易にし、図表化による視覚的な不正リスクの特定を支援しています。

作業効率化

DataSnipper

当監査法人では、監査業務の効率化と品質向上を目的に、DataSnipper(開発元:DataSnipper B.V.)を導入しています。Excel上で動作するこのツールにより、請求書や契約書などの証憑から必要な情報を簡単に抽出し、取引データとの照合を自動化できます。これにより、監査証跡を確実に残しながら、従来手作業で行っていた確認作業を大幅に短縮し、監査のスピードと精度を両立しています。

MCount

MCountは、Forvis Mazarsが開発した棚卸立会をサポートするWeb・iPhoneアプリケーションです。現場で質問結果や管理ポイント、カウント結果を記録でき、作業終了後には要約ドキュメントを自動生成します。これにより、棚卸業務の効率化を実現します。

今後の方針

年を追うごとに進展するデジタル化に対応すべく、Forvis Mazarsグループで開発されるツールの導入を軸に、サードパーティ製のソフトウェア導入についても検討を行い、更なるDXを推進していく方針です。

更に、データの保護及び災害対策を目的として、データのローカルストレージへの保存を禁止し、クラウドストレージへの保存を義務付けております。

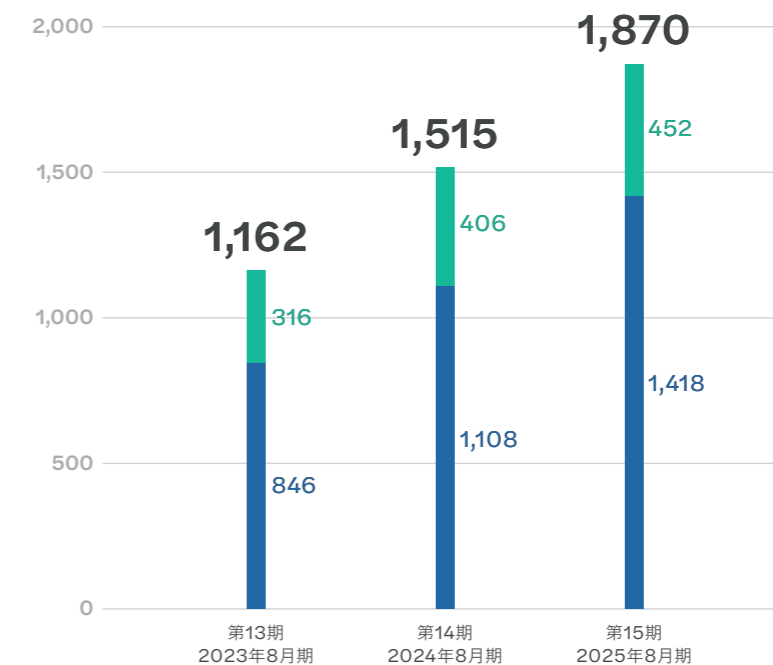
なお、データのローカルストレージへの保存禁止に係る、各構成員の負荷軽減と施策の徹底を図るソリューション導入を検討中です。

Forvis Mazarsグループの情報セキュリティ部門と連携し、最新のリスクに対応できるよう適切なソリューションの導入と継続的な構成員への教育・啓蒙により、サイバーリスクへの対応を実施していきます。



(5) 財務基盤

業務収入の総額(単位:百万円) ■ 監査証明業務 ■ 非監査証明業務



現時点において、報酬の依存度が15%を超える特定の監査対象会社はありません。

(6) 国際対応基盤

Forvis Mazarsのグローバルネットワークは、米国のForvis Mazars LLPと、100以上の国と地域で活動する国際的な統合パートナーシップであるForvis Mazars Group SCで構成される国際的なプロフェッショナルサービスネットワークです。

Forvis Mazarsのグローバルネットワークは、グローバル・ネットワーク・ボードを含む組織を通じて運営され、世界中でシームレスなコラボレーションを実現しています。監査・保証、税務、アドバイザー、コンサルティングのサービスをグローバルな視点とローカルな専門性を融合させて提供しております。

Forvis Mazarsのブランドは、単なる名称やロゴではなく、私たちの歩みと想いを伝えるものです。それは、世界各地で私たちが支援するクライアント、人材、そしてコミュニティに対し、常に先を見据えて価値を提供し続けるという市場への約束でもあります。また、国内外を問わず、あらゆる規模の組織が持続可能な成功を実現できるよう支援するために、私たちが提供するソリューションそのものを体現しています。

Forvis Mazarsが二つのメンバーファームによるネットワークとして結集した背景には、「共にあることで、より強く、より良い存在となる」という確かな理由があります。このブランドは、現在そして将来にわたって、私たちがこの業界において果たすべき使命の集大成です。

Forvis Mazarsの強み

- 統合された国際パートナーシップ: 100以上の国と地域で活動し、文化や規制を理解したサービスを提供
- 多様な専門性: 監査、税務、コンサルティングをワンストップで提供
- グローバルとローカルの融合: 世界規模の知見と地域特有のニーズに対応
- 価値観: 誠実性、責任、独立性を重視し、持続可能な成長を支援

グループ監査への対応

Forvis Mazarsグループより監査マニュアルや監査ツール等の提供を受けており、Forvis Mazarsのメンバーファーム間での業務の紹介も受けております。その結果、当法人の被監査会社は、非上場会社からグローバルに展開している上場会社まで多岐にわたります。

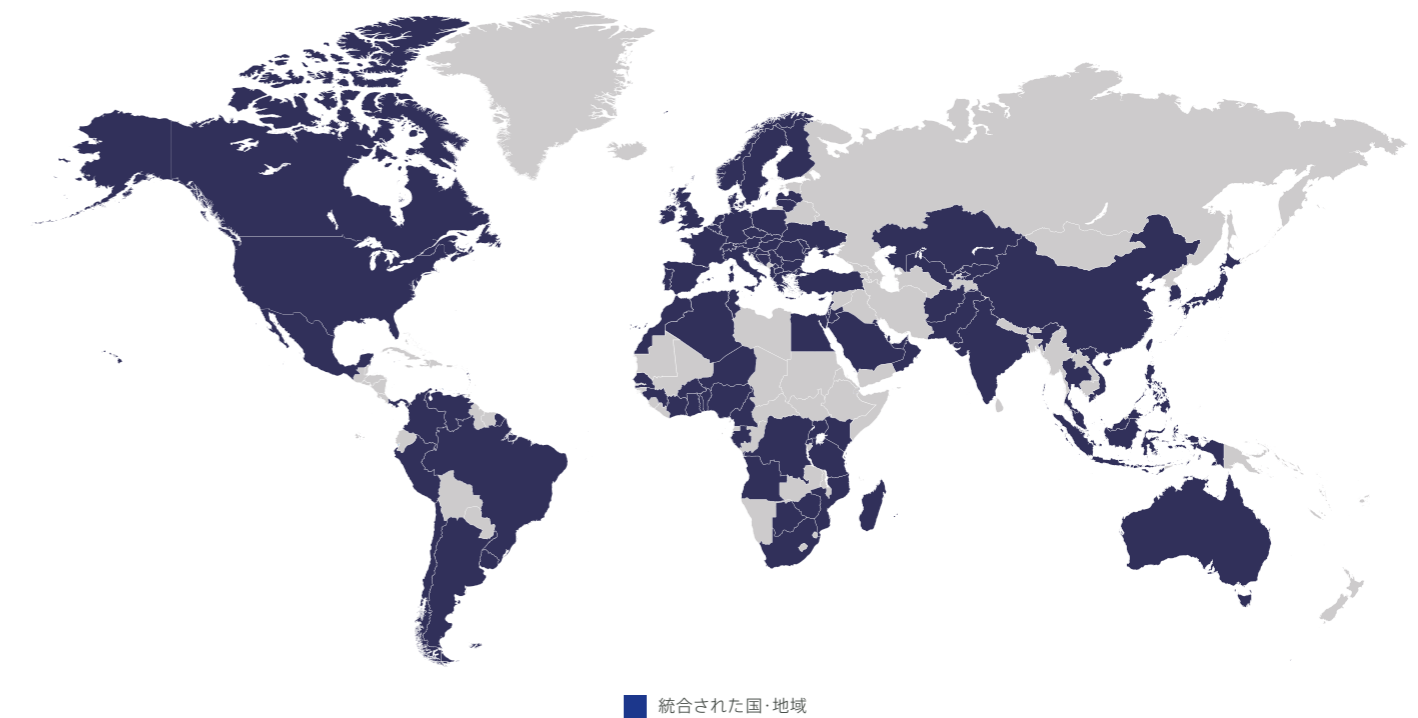
Forvis Mazarsは、共通の目標、価値観、そしてサービス水準を世界で共有する、多文化的な組織です。高度な専門性と業務品質に誇りを持ち、すべての業務において、誠実性、独立性、責任、そして社会的良識をもって取り組んでいます。これらの価値観は、クライアントのニーズにどのように応えるか、人材をどのように育成するか、そして地域社会においてどのような役割を果たすかという、私たちのあらゆる行動の指針となっています。

Forvis Mazarsは、規模、一貫性、そして高いサービス品質を備え、さらなる成長と前進を続けるための確かな基盤を有しています。これにより、クライアントに対して他に類を見ない体験を提供するとともに、重要でありながら集約が進む市場において、より多様で価値ある選択肢を提供することが可能となっています。また、国際的に事業を展開する組織に対して、国境を越えて真に連携できるチーム体制を構築しています。

Forvis Mazarsは、人材にとって魅力的でやりがいのある機会を提供し、クライアントおよび市場が求める高度で多面的な専門性を届けるうえで、これまでになく最良のポジションにあると確信しています。

当法人とForvis Mazars Group SCとの間でCooperation Agreementを締結し国際的な品質基準とガバナンスに準拠しています。当法人の代表者を含め、Forvis Mazarsのグローバルパートナーを兼任している社員が、Forvis Mazarsのグローバルネットワークの年次総会等において意思決定に参加しております。こうした仕組みにより、グローバルで共有される知見・ベストプラクティスを迅速に取り込み、日本のクライアントに還元することを重視しています。

日本語や英語以外の言語にも対応可能な社員・職員を擁しており、海外の監査人とのコミュニケーションも円滑に進められる体制が整っております。



100+
国と地域に展開

40,000+
プロフェッショナル人数合計

us\$ 5.7bn+
業務収入合計*

* 2025年8月31日現在:
Forvis Mazars GroupとForvis Mazars LLPの
合計業務収入

400+
オフィス数合計

1,800+
パートナー人数合計

2,250+
Public Interest Entity(PIE)
audit clients**

** Forvis Mazars LLP分除く

(7) その他

非監査業務の位置付け

監査業務を最優先としつつも、国内外からのアドバイザー業務等の非監査業務を受嘱し、実施しております。非監査業務を通じて構成員の知識や経験を深めることは、高品質な監査業務の遂行にも資すると考えており、特定の構成員に業務が偏らないように、能力・適性を

を勘案しつつ機会を与えております。なお、監査人の独立性を維持する観点から、被監査会社に対して非監査業務を提供する場合には、その受嘱の判断に当たり、倫理規則等を踏まえた慎重な検討を実施しております。

3 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

監査法人が果たすべき役割

原則 1 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

	内容	当法人の取組み
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	<p>総括代表社員CEOは、監査品質を向上させることや職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成するためには、明確なトップの姿勢とその実行力が重要であると認識しています。このような姿勢及び考え方については社員総会、社員連絡協議会、全体研修等においても繰り返し構成員に伝達しており、法人構成員との日常的なコミュニケーションにおいても意識的に伝達し、価値観を共有しています。</p> <p>▼下記を参照ください。 「1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ」 P.03</p> <p>日本公認会計士協会の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」の当法人の監査品質向上に向けた取組みに関するトップメッセージ動画  https://jicpa.or.jp/business/smp_topmassege/</p>
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	<p>当法人はForvis Mazarsグループの行動規範に従い、監査及び会計の専門家として社会インフラの一部を担う社会的公器の機能を有していることを自らがしっかりと認識したうえで、構成員にもそれをしっかりと伝えていくという姿勢をとっています。</p> <p>▼下記を参照ください。 「1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ」 P.03</p> <p>日本公認会計士協会の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」の当法人の監査品質向上に向けた取組みに関するトップメッセージ動画  https://jicpa.or.jp/business/smp_topmassege/</p>
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	<p>適切な動機付けのため、社員及び職員が能力を高め維持すること、職業倫理や独立性を遵守することを正當に評価し十分に報いることとしています。</p> <p>▼下記を参照ください。 「2(3)人的基盤」 P.14</p>



	内容	当法人の取組み
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	<p>社員は社員連絡協議会において、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行っています。</p> <p>全体研修においてもグループディスカッション形式による議論を通じて、知識や経験の共有や承継がなされています。</p> <p>▼下記を参照ください。 「1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ」 P.03 及び「2(3)人的基盤」 P.15</p>
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置付けについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	<p>被監査会社に対して非監査業務を提供する場合には、その受嘱の判断に当たり、倫理規則等を踏まえた慎重な検討を実施しております。</p> <p>▼下記を参照ください。 「2(7)その他」 P.21</p> <p>兼業・副業に関しては、社員及び職員(非常勤は除く。)に対して、特段の事情がある場合を除き、認めておらず、社員及び職員(非常勤は除く。)の専業体制が構築されています。</p> <p>▼下記を参照ください。 「2(3)人的基盤」 P.17</p>
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	<p>当法人とForvis Mazars Group SCとの間でCooperation Agreementを締結しております。当法人の代表者を含め、Forvis Mazarsのグローバルパートナーを兼任している社員が、Forvis Mazarsのグローバルネットワークの年次総会等において意思決定に参加しております。</p> <p>▼下記を参照ください。 「2(6)国際対応基盤」 P.20</p>

組織体制

原則
2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

	内容	当法人の取組み
指針 2-1	監査法人は実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	経営上の重要事項の意思決定及び承認のための機関として社員総会を設置し、社員総会により選任されたCEOが業務執行の最終責任を負っております。 ▼下記を参照ください。 「2(2)組織・ガバナンス基盤」 P.12
指針 2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	特に慎重な判断が求められる業務を定義し、該当する業務については対象業務に対する経験、知見を有するメンバーを含む意見等審査会における審査や専門的な見解の問合せの実施を行うことしております。 ▼下記を参照ください。 「2(1)品質管理基盤」 P.10
指針 2-2	監査上のリスクを把握しこれに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	全体研修や社員連絡協議会において経済環境等のマクロ的な観点を共有することに加え、品質管理本部では、監査チームに対し、特定の監査リスクや監査上の留意点への対応状況について、積極的な確認を行うことにより、監査チームが被監査会社との意見交換を活発化するなど、監査品質の向上に資するサポートを行っています。 ▼下記を参照ください。 「2(1)品質管理基盤」 P.08
	法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	当法人における人事評価は、社員及び職員が評価期間において達成した業務成果及び業務への取り組みを適切に認識し評価するとともに、各職員が有する強みや特性を明確にし、改善が求められる事項を整理することにより、専門性及び能力の継続的な向上を促進することを目的としています。社員及び職員が能力を高め維持すること、職業倫理や独立性を遵守することを正当に評価し、十分に報いるための制度を整備しています。 上記事項に留意しつつ、職員の評価は、全社員による人事評価会議にて協議し、全代表社員による協議にて報酬及び昇進を決定しております。 ▼下記を参照ください。 「2(3)人的基盤」 P.13

	内容	当法人の取組み
指針 2-2	監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	当法人では、Forvis Mazarsが開発したグローバル電子監査調査プラットフォームAtlas NextGenを導入しています。本システムによりForvis Mazars Audit Methodologyに基づき、高い品質とコンプライアンスを確保しております。 ▼下記を参照ください。 「2(4)IT基盤」 P.18
指針 2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	監査実務に精通しているかだけでなく、総括代表社員CEOについては、リーダーシップを発揮できる要素を勘案し、経営管理本部、品質管理本部及び各業務執行部門の部門長については、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保される要素を勘案して選任されています。 ▼下記を参照ください。 「2(2)組織・ガバナンス基盤」 P.12



組織体制

原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
---------	--

	内容	当法人の取組み
指針 3-1	監査法人は、経営機能による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当法人では、経営機能の実効性を監督・評価し、その発揮を支援するため、独立性を有する第三者として「経営評議員」を設置しています。経営評議員は、法人の経営機能から独立した立場で、経営方針や意思決定プロセスの妥当性を評価し、必要に応じて改善提言を行う役割を担っています。 この仕組みにより、経営機能の透明性及び健全性を確保し、法人の持続的な成長と社会的信頼の維持に貢献しています。さらに、経営評議員は、監督・評価にとどまらず、経営機能が実効性を発揮できるよう支援することを重視し、法人運営におけるガバナンスを強化する役割を果たしています。 ▼下記を参照ください。 「2(2)組織・ガバナンス基盤」 P.12
指針 3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、経営機能に対する監督・評価機関として、独立性を有する第三者を「経営評議員」として選任し、月次で開催する経営評議員・CEO会議等を通じてその知見を活用しています。 ▼下記を参照ください。 指針3-1に対する当法人の取組み P.26
指針 3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば、以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ● 経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ● 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ● 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ● 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ● 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ● 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	▼下記を参照ください。 指針3-1に対する当法人の取組み P.26
指針 3-4	監査法人は、監督・評価機関等がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	▼下記を参照ください。 指針3-1に対する当法人の取組み P.26

業務運営

原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
---------	---

	内容	当法人の取組み
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当法人は、総括代表社員CEOが社員連絡協議会等において監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに、経営機関としての考え方を社員連絡協議会、全体研修等を通じて浸透させています。 また、全体研修ではグループディスカッションを実施し、会計監査の品質向上に向けた意見交換や議論を積極的に実施しています。 ▼下記を参照ください。 「1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ」 P.03 及び 「2(3)人的基盤」 P.15
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当法人における人事評価は、社員及び職員が評価期間において達成した業務成果及び業務への取り組みを適切に認識し評価するとともに、各職員が有する強みや特性を明確にし、改善が求められる事項を整理することにより、専門性及び能力の継続的な向上を促進することを目的としています。 ▼下記を参照ください。 「2(3)人的基盤」 P.13
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること。	構成員の知見や経験に基づいた監査チームの編成を、その見直しを含めて毎年計画的に行っております。また、採用活動を通年で行うことにより、各年代及び各職位の人数がバランス良く配置されるようにしております。 加えて、監査品質に十分に留意したうえで一定数の非常勤職員の採用及び維持、主にリファーラル業務に従事するための日本以外の公認会計士の採用及び維持、優位性のある社員報酬及び職員給与水準の設定及び維持に関する施策を講じております。 ▼下記を参照ください。 「2(3)人的基盤」 P.14
指針 4-3	法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること。	人材育成のプログラムとして以下のような取り組みを行っています。 日本におけるForvis Mazarsの他の法人等（税務、アドバイザー及びコンサルティング等）への転籍 他国のForvis Mazarsへの派遣・出向（グローバルモビリティプログラム「MOVE」） ▼下記を参照ください。 「2(3)人的基盤」 P.16

	内容	当法人の取組み
指針 4-3	法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	高品質な監査業務を提供するための、適切な能力及び経験を備えたプロフェッショナルを確保するため、人事評価や教育・訓練等の方針を定めております。公認会計士のみならず、USCPAをはじめとした日本国外CPA、CISA、不動産鑑定士等の資格保有者、アドバイザー業務などの非監査業務経験者の会計監査に関連する幅広い知見や経験を適正に評価し、各監査チームのメンバー構成の決定に役立てるなど計画的に活用しています。 ▼下記を参照ください。 「2(3)人的基盤」 P.13
	法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること。	研修プログラムを必須研修を全体研修と職種別研修に区分し、全体研修は全ての社員・職員(非常勤職員含む)を対象とし、職種別研修はシニアスタッフ、スタッフ及び監査アシスタントを対象としております。 ▼下記を参照ください。 「2(3)人的基盤」 P.15
指針 4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査チームは、被監査会社の経営者及び監査役等と監査上のリスク等について、適時適切にコミュニケーションを実施しております。 ▼下記を参照ください。 「2(1)品質管理基盤」 P.10
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	通報規程に基づき、監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反(倫理・独立性違反、インサイダー取引等を含む)や当法人の品質管理システムに抵触する事項に関する情報を受け付けるため、ウェブサイト上に通報窓口を設けるとともに、ホットラインに通報があった場合には、品質管理責任者が責任者となり対策を講じております。また、当該規程において通報者が不利益を被ることがないよう、通報者等の保護についても規定しています。 ▼下記を参照ください。 「2(1)品質管理基盤」 P.10

透明性の確保

原則 5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

	内容	当法人の取組み
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	当法人は、監査の品質に対する取組みについて説明するため、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を公表しています。 日本公認会計士協会 WEB サイト「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」を利用し、総括代表社員CEOより、当監査法人の監査品質の向上のための取組に関するメッセージを動画として掲載しています。
指針 5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	▼下記を参照ください。 「1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ」 P.03
	法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	▼下記を参照ください。 「1 監査事務所の最高責任者からのメッセージ」 P.03
	監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	▼下記を参照ください。 「1 当法人の監査品質の指標(AQI)」 P.04
	監査法人における品質管理システムの状況	▼下記を参照ください。 「2(1) 品質管理基盤」 P.08
経営機関等の構成や役割	▼下記を参照ください。 「2(2)組織・ガバナンス基盤」 P.12	
監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	▼下記を参照ください。 指針3-1に対する当法人の取組み P.26	
法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	▼下記を参照ください。 「2(7)その他」 P.21	

	内容	当法人の取組み
指針 5-2	監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)	▼下記を参照ください。 「2(4) IT基盤」 P.18
	規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	▼下記を参照ください。 「2(3)人的基盤」 P.13
	特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	▼下記を参照ください。 「2(5)財務基盤」 P.19
	海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	▼下記を参照ください。 「2(6)国際対応基盤」 P.20
	監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	▼下記を参照ください。 指針3-1に対する当法人の取組み P.26
指針 5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ●グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む) ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ●会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	<p>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において、以下の内容を説明しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Forvis Mazarsネットワークの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークの意思決定への当法人の参画状況 2. Forvis Mazarsネットワークへの加盟を行う意義や目的 3. 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、Forvis Mazarsネットワークとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 4. 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすForvis Mazarsネットワークとの契約等の概要

	内容	当法人の取組み
指針 5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	▼下記を参照ください。 「2(1)品質管理基盤」 P.08 なお、日本公認会計士協会の「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」に当法人の監査品質向上に向けた取組みに関するトップメッセージ動画を掲載しております。
指針 5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	本原則の適用状況を「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において継続的に報告しています。また、監査品質の継続的な向上に向けた取り組みの実効性を評価するため、外部の機関による検査だけでなく、品質管理本部によるレビューの他、監査チームによるセルフチェックを含め、品質管理システム及び監査業務の検証を行っています。これらの評価結果等を踏まえ、年間を通じて実効性を高める取り組みを行っています。
指針 5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当法人は、資本市場の参加者などとの意見交換から得た意見や、本原則の適用の状況などの評価の結果を分析し、組織的な運営の改善に向け活用しています。



Contacts

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

〒107-0052

東京都港区赤坂1-11-44

赤坂インターシティ5階

Forvis Mazars (フォーヴィス マザー) は、世界をリードするプロフェッショナル・サービス・ネットワークです。当ネットワークは世界的に単一のブランドで運営されており、メンバーは米国のForvis Mazars LLPと100以上の国と地域で活動する国際的なパートナーシップであるForvis Mazars Group SCです。両メンバーファームは、比類なきクライアント・エクスペリエンスを提供し、世界中で監査・保証、税務、アドバイザー、コンサルティング・サービスを提供するというコミットメントを共有しています。私たちの戦略的ビジョンは、クライアント、従業員、産業界、そして地域社会を前進させることにあります。詳細は、[forvismazars.com/global](https://www.forvismazars.com/global)をご覧ください。

© Forvis Mazars 2026